

## 志學館大学ハラスメント防止委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学ハラスメント防止要綱（以下「防止要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、志學館大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施に当たる。

- (1) ハラスメントの防止及び対策のための基本方針の策定に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (3) ハラスメントの再発防止策に関すること。
- (4) ハラスメントの相談体制の整備等に関すること。
- (5) ハラスメントに関する苦情相談の調査、報告等に関すること。
- (6) 相談員の指導及び監督に関すること。
- (7) 防止要綱の運用に関すること。
- (8) その他ハラスメントの防止及び対策等に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 学長補佐（学務担当）
- (6) 学長補佐（入試広報）
- (7) 事務局長
- (8) 学長が指名する教職員 若干名

2 前項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の構成に当たっては、必要に応じ男女の比率を考慮するものとする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

7 第4項及び第5項にかかわらず、委員会の委員が第5条第1項の苦情相談等に直接の関わりがある場合は、当該委員は委員会には出席させず、かつ、委員会の定数に算入しない。

(調査委員会)

- 第5条 委員長は、相談員から報告を受けた苦情相談等について、必要がある場合は、委員会の下にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を速やかに設置するものとする。
- 2 調査委員会の委員は、委員会委員のうちから、委員長が指名する。ただし、必要がある場合は、委員会委員以外の者を指名することができる。
  - 3 調査委員会に委員長を置き、前項に定める委員の中から委員会委員長が指名する。
  - 4 第2項の委員の構成に当たっては、第3条第4項を準用する。
  - 5 第1項にかかわらず、前条第7項に該当する委員会委員は、調査委員会の委員となることはできない。
  - 6 調査委員会は、苦情相談の事実関係を調査し、その結果を委員長に報告するものとする。
  - 7 調査委員会は、調査を完了したときに解散するものとする。

(守秘義務)

- 第6条 委員会及び調査委員会の委員は、関係者の名誉、人権及びプライバシーを尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

- 第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 志學館大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。